

11 子どもと子育て家庭の支援の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 地域で子育てを支える

●相談支援体制

1 すくすくアドバイザー

子育て家庭の親子が、地域の子育て支援施設や事業等を円滑に利用できるように、情報提供・助言等を行う。妊娠期も含めて、子育てに関するさまざまな相談に応じている。また、必要に応じて専門機関への橋渡しを行っている。

区役所内、練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室および大泉子ども家庭支援センターに加え、29年度は新たに、光が丘および関子ども家庭支援センターに配置した。29年度は5,627件の相談があった。

2 子どもと家庭の総合相談

練馬・関・光が丘・貫井・大泉子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け付け、内容に応じた専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

29年度は4,326件の相談があった。(虐待に関する相談324件、養護相談991件、不登校に関する相談123件、育児しつけ等の相談(児童相談所等の問合せ含む。)2,888件)

●親子で交流できる場

1 子育てのひろば

練馬・関・光が丘・貫井・大泉子ども家庭支援センターと西大泉びよびよ、北大泉・光が丘児童館びよびよ、立野・田柄・春日町南地区区民館びよびよで実施している。

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、親子が自由に来室し、楽しく遊び、語り、子育てについて学びあう場である。29年度は208,257人の利用があった。

2 民設子育てのひろばへの補助

18年5月から、民間団体が運営する子育てのひろばへの補助を開始した。29年度は56,152人の親子の利用があった。

3 学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯などを活用して、学童クラブ室を、子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2～4回開放している。開放の形態には、つぎの2種類がある。

(1) 子育て家庭集いの場(個人利用)

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放している。29年度は78か所で実施し、延べ41,650人の利用があった。

(2) 子育てグループ活動の場(団体利用)

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業である(予約制)。17児童館のうち学童クラブがある13館全てで実施している。29年度は延べ46団体への貸出しを行った。

4 おひさまびよびよ

0～3歳の乳幼児と保護者が自由に外遊びを楽しめる場である。外遊びリーダーを配置し29年度は豊玉公園、光が丘公園、井頭の森緑地、立野公園、石神井公園、大泉中央公園で実施し、20,004人の親子が参加した。

●多様な子育て支援事業

1 子育てスタート応援券

0歳児がいる家庭を対象とし、区の子育て支援事業などに利用できる応援券(8枚)を郵送している。

【利用できるサービス】

29年度

サービス名	利用実績
育児支援ヘルパー事業	延べ661時間
練馬助産師会が実施する事業(乳房ケアなど)	延べ4,181件
ファミリーサポート事業	延べ1,952時間
乳幼児一時預かり事業	延べ6,532単位(※)

※：1単位は3時間

2 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣している。支援期間は、妊娠期から出産後18か月に達する月の末日までで、原則36時間を限度としている。29年度は延べ1,432.5時間の利用があった。

3 ファミリーサポートセンター(育児支えあい)事業

地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、保育を希望する保護者(利用会員)に、条件にあった援助会員の紹介を行っている。

29年度末現在、利用会員7,948人、援助会員268人がいる。

4 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が出産、病気、看護、出張などで、家庭での養育が困難なときに、つぎの施設で一時的に養育する事業である。

- (1) 子どもショートステイ（短期入所事業）

1か月のうち6泊まで利用できる。29年度は延べ989人の利用があった。

 - ① 東京都石神井学園
対象：2歳から17歳まで
 - ② 陽だまり荘
対象：2歳から小学校6年生まで
 - ③ 聖オディリアホーム乳児院
対象：生後2か月から1歳まで
- (2) トワイライトステイ

午後5時から午後10時までの夜間一時保育事業で、29年度は延べ1,390人の利用があった。

 - ① 東京都石神井学園
対象：2歳から17歳まで
 - ② 練馬・光が丘びよびよ
対象：2歳から小学校6年生まで

5 要支援家庭ショートステイ事業

児童に関わる関係機関で構成する練馬区要保護児童対策協議会で支援が必要と判断された家庭に対し、養育状況の改善を図るため、2歳から小学校6年生までの児童を最大14日間、陽だまり荘で養育するとともに、保護者への支援を行っている。

29年12月から開始し、29年度は延べ85日の利用があった。

6 乳幼児一時預かり事業

保護者がリフレッシュしたいときなど、理由を問わずに生後6か月から未就学児の一時預かりを行っている。練馬・関・光が丘・貫井・大泉びよびよで実施しており、29年度は延べ23,450人の利用があった。

7 外遊びの場の提供事業

公園の樹木や土、水などの自然と触れ合いながら子どもと保護者が自由に遊べる場として、光が丘公園の定期プレーパーク（毎週土・日曜日）と、区内の公園などで出張プレーパークを実施している。

29年度は164回実施し、延べ18,766人の参加があった。

8 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる推進役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウとともに学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。

29年度は、全6回の連続講座を4回実施し、45人が受講した。

●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

1 子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

29年度は、5,389件（うち電話相談は555件）の相談があった。

2 地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。また、児童館や保健相談所と協力し、親子で楽しく遊んだり、子育てに関する相談が気軽にできるイベント「子育ての輪」を毎年11月に石神井と光が丘で開催している。

29年度は2,153事業16,237人の参加があった。

●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に光が丘公園と石神井公園の2か所で開催している。それぞれの会場では木工や手芸、スポーツ体験会などが行われ、ステージでは、歌やダンスなどが披露される。

29年度は、5月14日（雨のため順延）に練馬区独立70周年記念事業として開催し、特別企画としてスタンプリーを実施した。当日の来場者は延べ52,100人であった。



〔第35回練馬こどもまつり ポスター〕

(2) 手当・助成

●児童手当などの支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給および子ども医療費の助成を行っている。

なお、子ども医療費の助成と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当には一定の所得制限がある。

1 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。29年度末現在の支給児童数は80,067人である。支給月額はずぎのとおりである。

〔子ども一人当たり支給額〕 (単位：円) 29年度末現在

対象		金額
0～3歳未満(一律)		15,000
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000
	第3子以降	15,000
中学生(一律)		10,000
所得超過世帯(一律)		5,000

2 児童育成手当

(1) 育成手当

死亡、離婚、未婚、遺棄等により父または母がいないか、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額が児童1人につき13,500円、29年度末現在の支給児童数は7,564人である。

(2) 障害手当

心身に一定程度の障害のある20歳未満の児童を扶養する保護者に支給している。支給月額は児童1人につき15,500円、29年度末現在の支給児童数は466人である。

3 第3子誕生祝金

区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子どもが誕生した場合、新生児1人につき20万円を支給している。29年度は527人に支給した。

4 児童扶養手当

死亡、離婚、未婚、遺棄等により父または母がいないか、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が一定所得以上るとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。なお、28年度から29年度にかけての制度改正後は、児童2人目以降の加算額を増額する一方、加算額を毎年見直すため物価スライド制が導入された。また、1人目と同様に児童2人目以降の加算額も所得に応じて支給額が定まる。

児童1人の場合の30年4月現在の支給月額は、全額支給は42,500円(一部支給は42,490円～10,030円)、児童2人の場合10,040円(一部支給は10,030円～5,020円)加算、3人目以降は1人につき6,020円(一部支給は6,010円～3,010円)加算となる。29年度末現在の支給児童数は、5,802人である。

5 特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害のある20歳未満の児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童

が施設に入所しているときなどは支給されない。

30年4月現在の支給月額は、1人につき重度障害児は51,700円、中度障害児は34,430円、29年度末現在の支給児童数は合わせて646人である。

6 子ども医療費助成

乳幼児を対象に乳幼児医療証、小中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金と入院時食事療養費標準負担額を助成している。

29年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が40,820人、子ども医療証が51,753人、合計92,573人である。

7 ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を扶養する保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金を助成している。29年度末現在の対象人員は、3,509世帯、5,004人である。